狭山市行財政改革指針

〜経営的視点にたった行財政改革の推進〜

平成28年4月 (平成31年4月 改正)

狭山市

< 目 次 >

はり	ごめ 1	C · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
Ι	行	財政改革指針の基本的な考え方
	1	行財政改革指針の目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	2	これまでの行財政改革の取組と成果 ・・・・・・・・・・・ 2
	3	これからの行財政改革の必要性 ・・・・・・・・・・・ S
	4	行財政改革指針の位置づけ ••••••••• • 1 3
	5	行財政改革の基本的視点 ・・・・・・・・・・・・・14
I	行	財政改革の推進項目
	1	協働の推進
		~ 連携と協働による地域社会を創るために ~ ・・・・・・・15
	2	積極的な情報発信と情報活用の促進
		~ 市民と情報を共有し、
		市の知名度とイメージを向上させるために ~ ・・・・・16
	3	効率的・効果的な行政運営の推進
		~ 最適な施策や事業を展開していくために ~ ・・・・・・・17
	4	健全な財政運営の推進
		\sim 持続可能な財政基盤を強化するために \sim ・・・・・・・・18
	5	公共施設等の計画的な管理と統合・廃止
		\sim 公共施設等の有効活用を推進するために \sim ・・・・・・・1 ${ t 9}$
	6	機能的で活力のある組織運営の推進
		\sim 柔軟で機動性のある組織を創るために \sim ・・・・・・・・2 C
${\rm I\hspace{1em}I}$	行	財政改革の推進体制
	1	推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
	2	推進項目の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・22
#=	五小り	
₩ā	古ひり	解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
×	文中	に「注」の記載のある用語については、23ページ「用語の解説」をご覧ください。

はじめに

本市では、昭和61年から4次にわたり行財政改革大綱を策定し、 積極的に行財政改革を推進することにより、効率的・効果的な行政運 営に努めてきました。

そうした状況のなかで、今後も、加速する少子・超高齢化と人口減少社会の進行による市税収入の減少や、社会保障関連経費の増加が見込まれます。さらに、昭和40年代から昭和50年代にかけての急速な人口増加に対応して整備した公共施設等の大規模修繕や更新費用の増加なども見込まれることから、財政状況はますます厳しい状況となり、中長期的に見れば予断を許さぬ状態に陥る可能性も懸念されます。

また、地方分権改革の推進による権限や税財源の移譲により、地方自治体においては、自らの責任と判断でまちづくりを行っていくことが求められていることから、将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、本市の実情に応じた市民サービスを確実に提供していく必要があります。

これらの状況を踏まえれば、今後は、市民、市民団体、地域団体、事業者などと行政が相互に連携しつつ、今まで以上に役割と責任を明確にし、選択と集中の視点から、真に行政が実施すべき施策や事務事業を見極めていくとともに、市民にとって最適なサービスを提供していくことが重要となります。

さらに、人口流出や少子化により、加速する人口減少に歯止めを かけるため、本市独自の地域活力の創生を戦略的に進めなければな りません。

このことから、時代の変化や複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、これまで常識とされていた考え方や慣習から脱却し、行政運営においても民間の優れた経営手法を積極的に取り入れ、行政を経営するという視点から、コストパフォーマンスといた経営感覚を意識しつつ、スピード感を持って、成果重視の行政運営を推進する必要があります。したがって、今後は、限られた行政資源(人・物・財源・情報等)の最適な配分と有効活用によりで、次世代を担う子どもたちに健全な行政運営を引き継ぐためにも、これまでの行財政改革大綱の基本的な視点を踏まえつつ、新たな時代に対応できる「行財政改革指針」を策定し、将来を見据えた行財政改革に取り組むこととします。

I 行財政改革指針の基本的な考え方

1 行財政改革指針の目的

本指針は、本市が目指す将来像である「*緑と健康で豊かな文化都市」*の実現に向けて、市民などとの連携・協働により、次世代につながる元気なまちづくりに取り組むとともに、効率的かつ効果的で、財政的にも健全な行政運営を推進するため、経営的な視点にたった不断の行財政改革に取り組むことを目的とします。

2 これまでの行財政改革の取組と成果

本市では、昭和61年に「狭山市行財政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや効率的な組織づくりを進め、その後、バブル経済崩壊以降の景気の低迷、少子高齢化の進行、環境問題の広がり、OA化による事務処理の拡大等から時代の変化に対応した大綱の見直しを行い、平成8年には「第2次狭山市行財政改革大綱」を策定し、計画的に行財政改革を推進しました。

平成15年には、少子高齢化の進行や地方分権の進展など、行財政環境がますます厳しくなる状況のなかで、財政健全化への取組に重点をおいた「狭山市行財政改革プラン(第3次狭山市行財政改革大綱)」を策定し、計画期間を平成15年度から平成19年度までの5年間とし、併せ、この実施計画である「狭山市行財政改革プラン個別行動計画」を策定し事業を推進しました。

この間、平成17年には、国(総務省)において、「地方公共団体における行財政改革推進のための新たな指針」が示され、従来の行政改革大綱の見直しを行うとともに、大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、その取組を住民にわかりやすく明示した計画(「行財政集中改革プラン」)を公表することとなり、狭山市においても、平成18年に、「狭山市行財政改革プラン(第3次狭山市行財政改革大綱)」との整合を図りつつ、実施項目を集中、重点化した「狭山市行財政集中改革プラン」(計画期間:平成18年度~22年度)を策定し、この2つのプランによる行財政改革を推進しました。

<狭山市行財政集中改革プランの基本的視点>

- 1 事務事業の再編、整理、廃止、統合
- 2 民間活力の導入の推進
- 3 定員管理の適正化
- 4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- 5 公社等外郭団体の見直し

平成19年度には、「狭山市行財政改革プラン・個別行動計画」の計画期間が終了することから、同プランの見直しを行い、計画期間を平成22年度まで延長し、「狭山市行財政集中改革プラン」との一体化を図る改訂を行い、計画期間を平成20年度から22年度までの3年間とする新たな「狭山市行財政集中改革プラン」を策定し、全庁的な行財政改革を推進しました。

<新たな狭山市行財政集中改革プランの基本的視点>

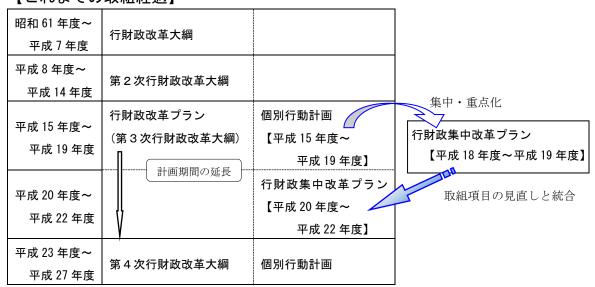
- 1 行財政システム改革の推進
- 2 財政健全化の推進
- 3 市民等との協働の推進
- 4 機能的な行政運営の推進
- 5 職員の意識改革や能力開発の推進

そして、平成23年には、「狭山市行財政改革プラン(第3次狭山市行財政改革大綱)」の考え方を踏まえつつ、市民と行政との関係を見直し、両者が協働して「新しい公共」を構築するという視点から、行政スタイルの刷新にも取り組むこととし、「第4次狭山市行財政改革大綱」(計画期間:平成23年度~27年度)と、その実施計画である「第4次狭山市行財政改革大綱個別行動計画」(計画期間:平成23年度~27年度)を策定し、本市の将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向け、行財政改革を積極的に推進してきました。

<第4次狭山市行財政改革大綱の基本的視点>

- 1 市民の視点に立った行政サービスの推進
- 2 効率的で効果的な行政運営の推進
- 3 健全で持続性のある財政運営の推進
- 4 市民と行政の協働による新しい公共の推進
- 5 職員の資質の向上と組織の活性化の推進

【これまでの取組経過】



「第4次狭山市行財政改革大綱」における個別行動計画では、取組実施項目を80項目とし、実施に向けて取り組んできました。

この実施状況と成果の概要は、以下の表のとおりです。

実施状況については、長引いた経済不況や消費税率の引上げ時期の先送りなどの影響を受けたため、受益者負担に係わる項目を中心に取組が実施できないものがありました。また、関係団体等との調整が図れず実施に至らなかったものもあり、実施率は75.0%に止まりました。

これらの未実施項目のうち、実施しないと方針決定した項目を除く取組については、今後においても早期の実施に努めることとします。

取組の効果を財政的に捉えることができるものを集計した効果額は、 4,548,641千円で、目標額に対する達成率は97%でした。

なお、計画項目のうち、「第3次定員適正化計画の推進」においては、平成23年度から平成27年度までの計画期間5年間で103人を削減し、目標100人削減を上回る成果をあげました。

【第4次狭山市行財政改革大綱個別行動計画実施状況(平成27年度末現在)】

	区分		合 計				
		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
計	画項目数	34	9	20	11	6	80
実	医施項目数	32	9	14	5	0	60
	23年度実施	24	1	0	0	0	25
	24年度実施	6	5	1	0	0	12
	25年度実施	2	1	8	4	0	15
	26年度実施	0	0	1	1	0	2
	27年度実施	0	2	4	0	0	6
末	実施項目数	2	0	6	6	6	20
実	施率	94.1%	100.0%	70.0%	45.5%	0.0%	75.0%

[※] 第4次行財政改革大綱・個別行動計画に示す基本的な項目は76項目であるが、1項目を 2つ以上に細分化し個々に取り組んでいるものがあるため、計画項目数(細項目)は80項目 となる

【行財政改革の効果額(平成27年度末現在)】

(単位:千円)

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	合 計
目標額	465, 520	606, 838	728, 006	1, 244, 938	1, 643, 871	4, 689, 173
実績額	129, 484	713, 819	859, 740	1, 742, 727	1, 102, 871	4, 548, 641
達成額	△336, 036	106, 981	131, 734	497, 789	△54, 100	$\triangle 140,532$
達成率	28%	118%	118%	140%	67%	97%

[※] 行財政改革の効果額については、具体的に実施した事業の効果を金額で表したものであり、 千円未満を四捨五入した

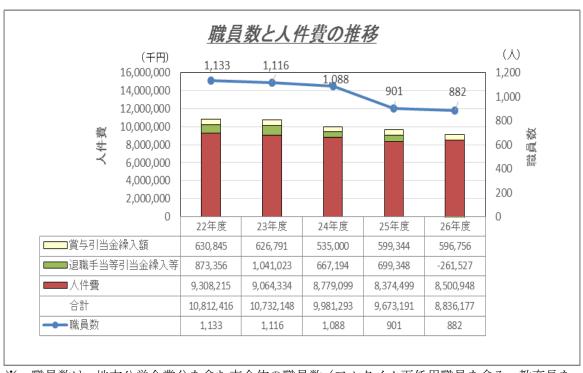
【職員の定員管理の取組状況(第3次定員適正化計画)】

(単位:人)

	区	分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	合 計
計	職員目	標数		1, 117	1, 101	1, 096	1, 062	1, 033	△100
画	職員削減	予定数	1, 133	△16	△16	$\triangle 5$	△34	△29	△100
実	職員	数	(基準)	1, 116	1, 088	901	882	864	A 102
績	職員削(消防広域			△17	△28	△21 (△187)	△19	△18	△103

- ※ 数値は、地方公営企業分を含む市全体の職員数(フルタイム再任用職員を含み、教育長を含まず)
- ※ 平成25年度実績の()書きについては、消防広域化による職員の減員数166人を含む
- ※ 平成27年度については、埼玉県からの派遣職員1人含まず

【職員数と人件費の推移】



- ※ 職員数は、地方公営企業分を含む市全体の職員数(フルタイム再任用職員を含み、教育長を 含まず)
- ※ 平成25年度実績については、消防広域化による職員の減員数166人を含む
- ※ 人件費は、連結行政コスト計算書の「人にかかるコスト」を使用

<参考> 財政状況の推移

【指標等による経年比較・他団体比較(普通会計ベース)※財政状況資料集から】

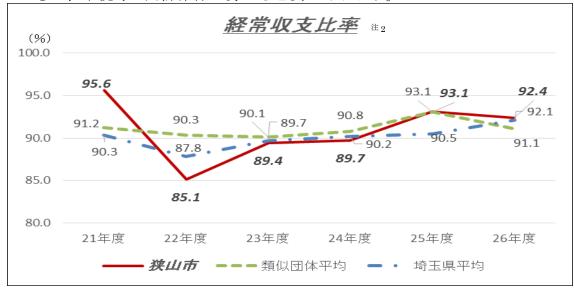
◇ 財政力

本市の財政力は、県・類似団体の平均を上回っています。景気は緩やかな回復が続いているとされていますが、個人市民税は生産年齢人口の減少や雇用形態の変化などを背景に減収傾向にあり、法人市民税については、企業のグローバル化や実効税率の見直しなどにより安定的な収入の見通しが難しい状況です。今後も引き続き市税徴収の強化等による歳入確保に努めるとともに、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費の一層の削減に取り組み、さらなる財政基盤の強化を図る必要があります。



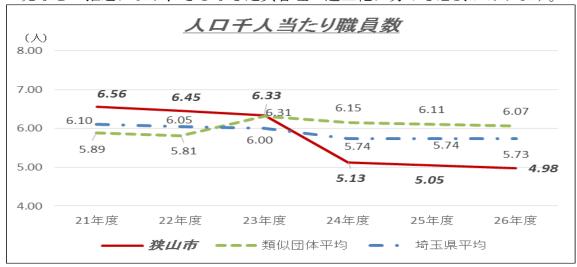
◇ 財政構造の弾力性

本市の財政構造の弾力性は、県・類似団体の平均と同率程度です。歳入では、 市税等が減少傾向にある一方で、社会保障関連経費が増加傾向にあるため、今 後も引き続き人件費の抑制や事業の選択と集中による経費の削減を進めると ともに、市税等の財源確保に努める必要があります。



◇ 定員管理の状況

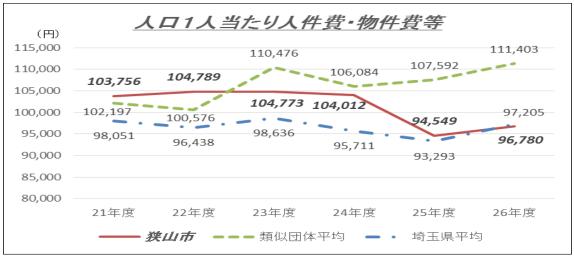
本市の定員管理の状況は、人口千人当たりの職員数で比較すると、県・類似団体の平均を下回っています。定員適正化計画に基づき、新規採用を抑制したほか、再任用職員の活用、行政評価による事務事業の見直し、民間活力の導入等を進めたことなどによるものですが、今後も、事務事業の見直しや業務の効率化、民間活力の導入、ICTの活用、再任用職員の有効活用、職員の能力開発などの推進により、さらなる定員管理の適正化に努める必要があります。



◇ 人件費・物件費等の状況

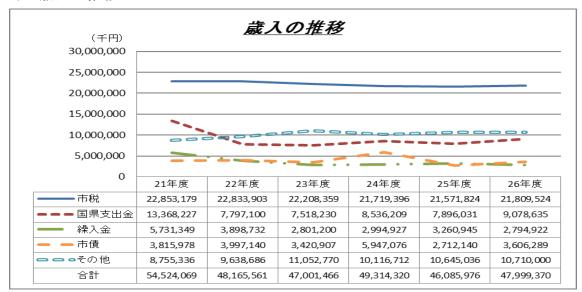
本市の人件費・物件費等の状況は、人口1人当たりの人件費・物件費等で比較すると、県・類似団体の平均を下回っています。職員数の削減や給与構造改革などの実施により人件費は減少していますが、民間委託化や指定管理者制度の導入、そして、新たな市民サービスに対応した事務事業の展開などにより物件費等が増加し、人件費と物件費等の合計額の経年比較では減少幅が小さい状況ではあります。

しかし、職員の削減は、退職手当等の将来負担の減少や、公民連携による地域経済への貢献、雇用の創出などの減少幅以上の効果があります。今後においても、公民連携を推進する一方で、さらなる人件費の削減に並行して臨時職員賃金や委託料などの経費の削減に努める必要があります。

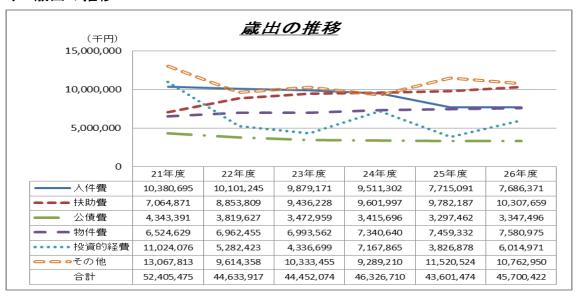


※ 人件費・物件費等の額は、人件費(事業支弁人件費を含み、退職負担金は除く)、物件費及 び維持補修費の合計である

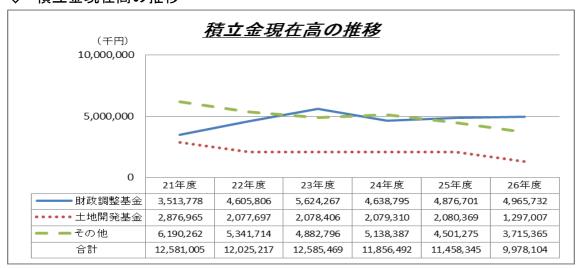
◇ 歳入の推移



◇ 歳出の推移



◇ 積立金現在高の推移



3 これからの行財政改革の必要性

今後は、加速する少子・超高齢化と人口減少社会の進行による、市税収入の減少と社会保障関連経費の増加や、急激な人口の増加に対応し、計画的に整備してきた公共施設等の修繕や更新費用の増加、さらに、新たな行政サービスへの対応も必要となることから、財政はさらに厳しい状況となることが予想されます。

また、地方分権改革への対応から、将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、 本市の実情に応じた市民サービスを柔軟に提供していく必要があります。

このような本市を取り巻く厳しい社会経済情勢や、財政状況などの変化に適切に対応していくためには、今まで果たしてきた市の役割に加え、多様化する新たな市民ニーズへの柔軟な対応と、本市の実情に即した機能的な行政組織へ転換し、市民、市民団体、地域団体、事業者などと行政との役割分担も的確に捉える必要があります。

このため、次のような観点から、新たな時代に対応するとともに、将来を見 据えた行財政改革を推進する必要があります。

(1) 多様化する市民ニーズと価値観への対応

少子・超高齢化の進行や環境問題などの社会環境の変化に伴い、地域の課題や市民ニーズが多様化、複雑化し、行政のみでは十分対応することが困難となっているなかで、市民のまちづくりに対する意識は高まり、市民活動も活発化していることから、市民、市民団体、地域団体、事業者などの多様な主体がまちづくりの新たな担い手として積極的に活動できるよう、引き続き、これらの多様な主体と行政が適正な役割分担のもと、相互に補完しあう協働によるまちづくりを推進する必要があります。

(2)加速する電子自治体への対応

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)を有効活用した新たな行政サービスの創出や、オープンデータ $^{\pm 3}$ の活用推進など、 $ICT^{\pm 4}$ の利活用によるさらなる行政サービスの向上を図るとともに、行政事務の飛躍的な効率化を低コストで実現し、引き続き電子自治体を推進していく必要があります。

(3)社会経済情勢の変化への対応

地方分権の進展により、地方自治体に自主性・自立性が求められる一方で、 景気は緩やかな持ち直しの動きがみられるものの、市行政を取り巻く状況に は依然として厳しいものがあり、また、少子・超高齢化の進行によって、子 育てや介護などに係る市民ニーズは益々増大するとともに多様化する傾向に あることから、今後は、様々な市民ニーズに柔軟に対応できるよう、行政の 体質を効率的で弾力性のあるものに改善していく必要があります。 また、急速な人口減少を真摯に受け止め、地域活力の創生につながる施策を、官民一体となり戦略的に進める必要があります。

(4) 厳しさを増す財政状況への対応

人口減少社会の進行に併せ生産年齢人口の減少により、市税収入は減少傾向にあり、国においても税収などの大幅な減少により、地方交付税や国庫補助金などへの影響が懸念されます。

また、市税等の収入の減少とも相まって、社会保障関連経費の増加や老朽化した公共施設等の維持補修費の増大などにより、本市の財政は硬直化の傾向にあります。

こうしたことから、今後は、職員一人ひとりが、常に高いコスト意識を持ちながら、事務事業の見直しに一層取り組むとともに、これまで以上に選択と集中に徹して、財政負担の軽減と平準化を図るなど、健全で持続可能な財政運営の実現に、全庁を挙げて取り組んでいく必要があります。

(5) 職員の資質向上と組織の活性化への対応

社会情勢の変化や様々な行政課題に柔軟かつ迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供するため、分権型社会の担い手にふさわしい人材育成に取り組むとともに、職員一人ひとりが事務事業の目的意識や、スピード意識、コスト意識、サービス精神を常に持ち、政策形成能力の向上や専門性を高める必要があります。

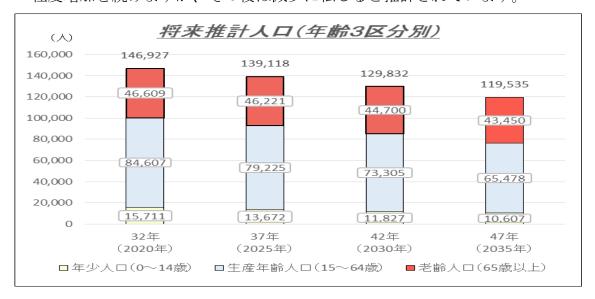
また、職員の適材適所の配置や、部局内や部局間を越えた横断的な連携を 図り、業務の繁閑に応じて柔軟かつ機動的に業務を担当できる体制づくりを 推進する必要があります。

く参考 > 将来の見通し

【将来推計人口】

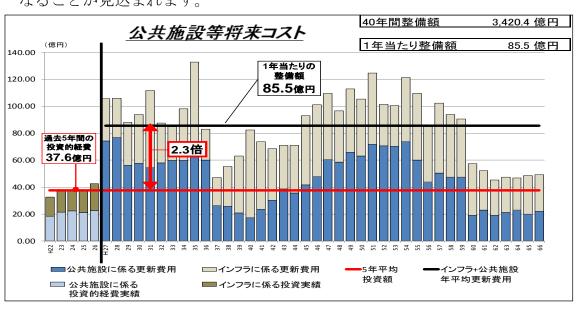
本市の平成28年1月1日現在の人口は153,738人ですが、今後は 人口減少が加速し、平成37年には139,118人で、今後10年間で 1万4千人以上減少すると推計しています。

なお、年少人口と生産年齢人口は終始減少するなかでも、老齢人口は6年 程度増加を続けますが、その後は減少に転じると推計されています。



【公共施設等将来コスト】

公共施設の建替え、改修などにかかるコスト試算とインフラ施設に係るコスト試算を合算し、本市における今後の投資的経費を見通すと、今後40年間の総額で3,420.4億円、年平均で85.5億円が必要となり、平成22年度から26年度までの5年間の投資的経費の平均額37.6億円の約2.3倍となることが見込まれます。



【財政予測 (一般会計ベース)】

本市は、財政健全化法に基づく指標では、財政状況は健全であると判断されますが、近年では市税収入の減少と社会保障関連経費などの増加により、 歳入不足を基金からの繰入金で補う状態が続いており、今後もこの状態が続くと、財政は逼迫し、予断を許さぬ状態に陥る可能性も懸念されます。

なお、歳入不足額は、平成28年度から平成32年度までの5年間だけでも、累計で約70億円となり、この額は基金現在高と同額程度で、このまま推移すると、基金残高は底をつくことになります。

◇ 歳入の見込み



◇ 歳出の見込み



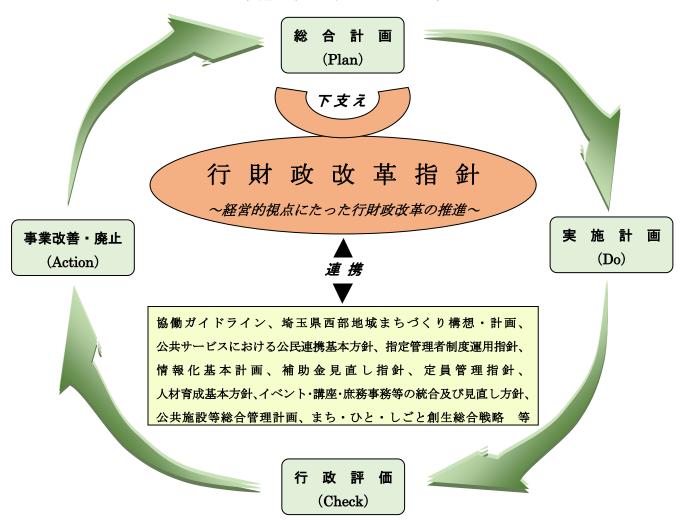
◇ 財政調整基金残高の見込み



4 行財政改革指針の位置づけ

本指針は、「狭山市総合計画」の円滑な推進を下支えするため、不断の行財政改革に取り組むための方向性を示すものと位置づけます。

〈指針の位置づけ〉



5 行財政改革の基本的視点

今後は、時代に即した効率的かつ効果的で、持続可能な行政運営を推進する ため、次の6つの基本的視点から、実効性のある行財政改革に取り組みます。

〈基本的視点〉

- 1 協働の推進
 - ~ 連携と協働による地域社会を創るために ~
- 2 積極的な情報発信と情報活用の促進
 - ~ 市民と情報を共有し、 市の知名度とイメージを向上させるために ~
- 3 効率的・効果的な行政運営の推進
 - ~ 最適な施策や事業を展開していくために ~
- 4 健全な財政運営の推進
 - ~ 持続可能な財政基盤を強化するために ~
- 5 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止
 - ~ 公共施設等の有効活用を推進するために ~
- 6 機能的で活力のある組織運営の推進
 - ~ 柔軟で機動性のある組織を創るために ~

Ⅱ 行財政改革の推進項目

本指針の6つの基本的視点から、経営的視点にたった行財政改革の推進項目 を設定します。

1 協働の推進

~ 連携と協働による地域社会を創るために ~

少子・超高齢化の進行や環境問題などの社会環境の変化に伴い、地域の課題や市民ニーズが多様化、複雑化し、行政のみでは十分対応することが困難となっているため、まちづくりに取り組む市民、市民団体、地域団体、事業者などの多様な主体間の連携をさらに強化し、情報の共有化や事業の相互支援を促進するとともに、さやま市民大学を拠点として、協働の担い手となる人材の育成とその人材を行政サービスに活かす仕組みづくりを推進し、地域力の向上を図ります。

(1) 協働の仕組みづくりの推進

まちづくりに取り組む多様な主体間と情報の共有化や事業の相互支援など、引き続き、相互の連携・協働による地域社会づくりを推進するとともに、地域の課題の解決に取り組みます。

また、今後は、多様な主体の取組が活発化していくなかで、市民サービスの 提供を市のみで担うことが適切であるかを常に検討し、今まで以上に適切な役 割分担と責任を明確にしていきます。

(2) 地域社会のための人材の育成と人材を活かす仕組みづくりの推進

さやま市民大学を拠点として、協働の担い手となるNPO^{注5}やボランティアなどの人材の育成とその人材を活かす仕組みづくりを推進し、広く市民に公益活動への理解と参加の促進を図ります。

また、市民、市内事業者などが、仕事で培ったスキル、経験、知識を活かして、協働の担い手の運営などを支援するボランティア活動(プロボノ活動)の仕組みづくりを促進します。

(3) まちづくり条例の制定

市民自治を推進するため、協働によるまちづくりを理念とした自治体運営の基本原則などを定める条例を制定し、市民と行政が、協働の考え方や意味を理解しながら、将来にわたって安心して幸せに暮らすことができる協働のまちづくりをめざしていきます。

市民などと市が情報を共有するため、市政情報やくらしに関する情報を積極的に発信するとともに、市の知名度とイメージを向上させるため、シティプロモーション^{注6}活動を推進します。

また、行政の透明性・信頼性の向上や行政の効率化、協働の推進、経済の活性化のため、本市が保有するデータのオープンデータ化を進めるとともに、市民などの意見やニーズを適切に把握するため、効果的な広聴活動を推進します。

(1) 積極的な情報発信の推進

広報紙や公式ホームページ、モバイルサイト $^{\pm 7}$ 、メール配信サービスを通じて、市民などが市政情報やくらしの情報を、時間や場所などにとらわれず共有できるよう積極的に発信します。

なお、本市は、災害時職員参集システムやさやまっ子緊急メールなど、他の 自治体に比べてモバイル活用の度合いはかなり高く、依然として注目度は全国 トップクラスですが、この優位点を活かしたさらなるサービス展開を図ります。 また、公式フェイスブック、ツイッターなどでも、防犯・防災情報を発信す るほか、市民活動を支援するための情報を随時発信していきます。さらに、統 合型GIS^{注8}など、他の基盤との連携も積極的に推進し、市民などの利便性 の向上に努めます。

(2) シティプロモーション活動の推進

本市の魅力ある地域資源を掘り起こし、磨き上げることで価値を高めるとともに、公式フェイスブック、ツイッター、パブリシティ活動^{注9}などを通じて市の魅力を市内外に積極的にアピールしていきます。そして、市民、市民団体、地域団体、事業者などと官民一体となって、戦略性を持ったきめ細かな活動により、本市の知名度とイメージを向上させ、市民の満足度向上と地域の活性化はもとより、交流人口や定住人口の増加、企業誘致等につなげます。

(3)オープンデータ化の推進

本市が保有するデータをオープンデータとして、だれもが二次利用可能な 形式(データフォーマット)で提供することにより、市民などの利便性と行 政の透明性・信頼性の向上を図ります。

また、広範な主体による公共データの活用が進展し、官民の情報共有が図られることにより、官民の協働による行政サービスの提供、さらには行政が提供した情報による民間サービスの創出を促進します。

(4) 効果的な広聴活動の推進

私の提案制度など様々な機会を通して、市政に関する意見や要望を集約し、分析することにより、市民ニーズの把握に努め、市政に反映します。

3 効率的・効果的な行政運営の推進~ 最適な施策や事業を展開していくために ~

経営的な視点を取り入れた効率的で効果的な行政運営を推進するため、PDCAマネジメントサイクル^{注10}に基づき、施策・事業の継続的な改善を行うとともに、周辺自治体、各種団体、民間企業などとの連携やICTのさらなる利活用により、行政サービスの向上と事務事業のコストダウンを図ります。

(1) 計画行政の推進

狭山市総合計画に掲げるとりくみを具現化し、目標の達成を図るため、的確な財政見通しに基づいた実施計画を策定するとともに、限られた行政資源を効率的・効果的に配分した行政運営を推進します。

また、計画・予算・決算・評価を連動させたPDCAマネジメントサイクルの確立により、各事務事業の人件費を含めたトータルコストによる行政評価を行い、目標を達成したものや行政効果が低いものを統廃合するなど、事務事業を継続的に見直し、その結果を計画や予算に反映させ、最小の経費で最大の効果を上げます。

(2) 広域連携の推進

様々な行政課題に対し、広域的な視点から効率的・効果的に対応するため、 また、将来的な合併も視野に入れ、周辺自治体などとの連携を推進し、行政 能力の強化と行政サービスの向上を図ります。

(3) 民間活力の導入

行政サービスの提供や公共施設等の管理運営について、民間の経営ノウハウを活用して、行政サービスの向上や事務事業のコストダウンを図ることができると見込まれる場合には、本市と民間双方の責任分担を明確にしたうえで、窓口サービスを始めとする事務事業の包括的民間委託、公共施設への指定管理者制度の導入など、民間活力の導入を推進します。

なお、具体的な民間活力導入の手法については、市民、市民団体、地域団体、 事業者などの多様な主体との連携により、だれが最も有効的で効率的な公共 サービスの担い手に成り得るのかという観点から決定していくこととし、職員 等の行政資源を真に行政が実施すべき業務に集中させることで、限られた行政 資源を有効活用します。

(4) 電子自治体の推進

行政手続きのオンライン化と簡略化、行政事務の電子化を推進し、質の高い 公共サービスを提供することにより、市民などの利便性の向上を図るとともに、 行政事務の効率化を低コストで実現し、事務事業のコストダウンを図ります。

今後は、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)を活用した行政情報の 連携により、税金や年金、医療など暮らしに身近な手続きを簡素化します。

また、個人番号カード (マイナンバーカード) や、I o T (モノのインターネット) 注11 を利活用した新たな行政サービスについて、費用対効果を検証したうえで、積極的な創出に取り組みます。

(5)情報セキュリティ対策の推進

ICTを利活用した情報サービスを安全かつ安心して利用できるよう、技術的及び人的な対策を組み合わせ、個人情報の漏えい防止やあらゆる脅威を想定し、高度な情報セキュリティ対策を講じます。

(6) 行政情報システムの最適化

内部情報系システムは、職員認証機能、電子決裁機能、システム連携機能などを実装した共通的な基盤を整えることにより、個々の行政情報システムの統一性の向上と連携を強化するとともに、ICT関連コストの削減、運用管理の負荷軽減、さらに、防災対策の強化の面からも、自治体クラウド^{注12}の活用拡大を図り、行政情報システムの全体最適化を進めます。

また、福祉部門においては、総合窓口化を推進し、全業務でのプッシュ型 サービス^{注13}の提供を目指します。

なお、行政情報システムの更新にあたっては、システムの構築や運用面の コストダウンに取り組みます。

4 健全な財政運営の推進

~ 持続可能な財政基盤を強化するために ~

市税等の収入の減少とも相まって、社会保障関連経費や老朽化した公共施設等の維持補修費が増大する見込みのため、安定的な財源を確保し、社会経済情勢の的確な把握と分析に基づいた財政見通しのもと、事業の選択と集中により、基金からの繰入に頼らない収支バランスのとれた健全な財政運営を推進し、次世代に持続可能な財政基盤を継承します。

(1)計画的な財政運営

中長期的な視点に立った財政見通しのもと、事業の選択と集中により事業の 重点化を図り、将来世代に過度な負担を残さないよう健全な財政運営を推進し ます。 また、事業別予算編成により、事業のコストや目的を明確にし、創意工夫や 効率化によるコストダウンを図り、より効果的な財政運営に取り組みます。

なお、本市が交付する補助金について、社会情勢の変化に留意しながら、 補助の目的、公益性、必要性等の観点から精査し、適正な交付に努めます。

(2) 市税等収入の確保

歳入の中核となる市税収入の安定的な確保に向けて、納税機会の拡充による納付の利便性の向上を図るとともに、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)を活用した一元的な管理により、市税等収入の安定確保を図ります。

(3) 財源の確保

受益者負担の原則に基づき、使用料、手数料などの適正化を進めるとともに、 国・県等の補助制度と後年度負担を考慮したうえでの市債の積極的な活用、公 共施設等の広告媒体としての活用、さらには、企業誘致や市外からの移住と定 住化の促進などを通じて、財源の確保に取り組みます。

また、ふるさと納税制度を活用した寄附金の募集にも取り組みます。

(4) 財政の「見える化」

市民の財政への理解を深め、公正で透明な財政運営を推進するとともに、財政マネジメントの強化やそれを通じた歳出の効率化を図るため、引き続き、財政の「見える化」に取り組みます。

5 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止 ~ *公共施設等の有効活用を推進するために* ~

公共施設等を重要な行政資源として捉え、その有効活用をさらに推進するため、公共施設等の計画的な管理と統合・廃止に取り組むとともに、将来世代に負担を残さないよう、全ての公共施設等のライフサイクルコスト^{注14}の縮減を図ります。

(1) 公共施設等の計画的な管理と統合・廃止

少子・超高齢化と人口減少の進行などによる社会情勢の変化や市民ニーズの変化、施設の老朽化などを踏まえ、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理と統合・廃止を推進します。

また、利用されていない公共施設等については、売却を考えるだけでなく、 貸付などの資産運用を積極的に行うなど、資産の有効活用を図るとともに、 公共施設に附帯する駐車場の有料化についても検討します。

6 機能的で活力のある組織運営の推進 ~ *柔軟で機動性のある組織を創るために* ~

質の高い行政サービスを提供するため、社会情勢の変化や市民ニーズの多様 化などに柔軟かつ迅速に対応できる機能的な組織の確立と適正な定員管理を行 うとともに、職員一人ひとりの能力が最大限発揮できる活力のある組織づくり と、市民から信頼される人材育成に資する人事管理制度を確立します。

(1)機能的な組織の確立と定員管理の適正化

多様化する行政課題や市民ニーズを的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応できる機能的な組織の確立と、事務分掌にとらわれない機動的かつ横断的な組織運用の充実を図るとともに、ICTの利活用、公民連携などによる事務の効率化と再任用職員等の有効活用、さらに、組織のスクラップ・アンド・ビルドと事務事業の選択と集中を徹底し、最小の職員数で最大の行政効果を得られるよう、職員の最適な配置と有効的な活用を推進します。なお、定年による大量退職が続くなかで、技術や知識の継承と年齢構成の歪の解消に努め、将来を見据えた定員管理の適正化を図ります。

また、職員の給与については、国、県、他市の状況や民間の給与水準との均衡を図る観点から、継続的に制度や運用の見直しを行っていきます。

(2)活力のある組織を支える人材育成

人事評価システムの活用、適材適所の人事配置、任用制度の充実、女性管理職の積極的な登用、人材育成を目的としたジョブ・ローテーション^{注 15}の実施などにより、総合的な人事管理制度を確立し、活力のある組織を支える人材育成を進めます。

また、職員一人ひとりが意欲を持って行政課題の発見や職務改善に取り組み、 やりがいを持って生き生きと働くことができる職場環境づくりに努めます。

さらに、職員の個性と能力を活かすとともに、効率的・効果的に行政運営ができるような常に経営感覚とコスト意識を持ったマネジメント能力を習得するための職員研修を実施していきます。

Ⅲ 行財政改革の推進体制

1 推進体制

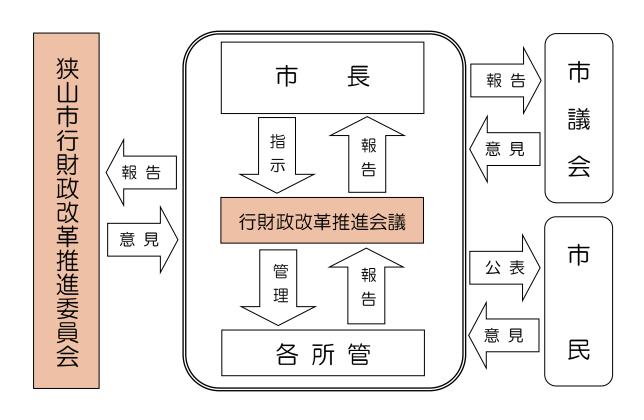
市長の強力なリーダーシップのもと、トップマネジメント機能のさらなる充実を図り、副市長を長とする行財政改革推進会議を中心に、職員一人ひとりが行財政改革は自らの課題であるとの認識を持ち、全庁をあげて行財政改革に取り組みます。

なお、推進項目の具体的な実施内容については、基本的視点に則り、市長及び行財政改革推進会議の指示、各所管部局の提案、職員の提案等から、各年度において重点的に取り組むテーマを設定するとともに、目標を顕在化させ、目標達成に向けて積極的な事業展開を図っていきます。

また、行財政改革推進委員会による事業仕分け的手法を取り入れた第三者評価を導入するなど、行政外部の視点からの評価を実施し、事務事業の選択と集中を図ります。

なお、電子自治体の推進をはじめとする情報化に関する取組については、情報政策官^{注16}などから専門的な助言を受けながら推進します。

〈 推 進 体 制 〉



2 推進項目の進行管理

行財政改革推進会議において、各年度における取組方針をはじめ、その取組 内容とスケジュールの決定など、行財政改革に関する意思決定を行い、推進項 目の具体的な実施内容については、各部局長及び各所属長が責任を持って進行 管理します。

なお、取組状況については、定期的に行財政改革推進会議へ報告するととも に、その結果を市議会や狭山市行財政改革推進委員会にも報告し、これに対す る意見等をその後の取組に活かします。また、これらの行政活動の内容は、市 ホームページなどで公表します。

注1…財政力指数

標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示したもので、財政基盤の強さを示す指標のこと。

数値が大きいほど財政力が強く、1.00を超えると普通交付税の不交付団体となる。

注2…経常収支比率

毎年度安定した収入が見込まれる市税や地方交付税などが、義務的経費(人件費、公債費、 扶助費)や施設の維持管理などの経費の財源として、どの程度使われているかを見ることに より、財政の弾力性を判断するための指標のこと。

80%を超えると弾力性が失われつつあるといわれている。

注3…オープンデータ

行政機関が保有する公共データを機械判断に適したデータ形式で、だれもが二次利用を可能とするルールによって公開したデータのこと。

注4…ICT

情報通信技術(コンピュータやインターネット技術)の総称のこと。

注5…NPO

営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称のこと。

注6…シティプロモーション

観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動のこと。

注7…モバイルサイト

携帯電話など、インターネット接続が可能な移動体通信端末用に構築されたサイトのこと。

注8···統合型GIS

電子化された地図データと統計データや各位置の持つ情報などのデータとを統合的に扱う情報システムのこと。

注9…パブリシティ活動

記者会見や資料提供などにより、マスメディア(新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等)に働きかけて、報道として取り上げてもらう行為のこと。

注10…PDCAマネジメントサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立てて (Plan)、実行し (Do)、その評価 (Check) に基づいて改善 (Action) を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み (考え方) のこと。

注11···IoT

モノに通信機能を持たせ、インターネットへの接続や相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

注12…自治体クラウド

地方自治体の情報システムをデータセンターに移し、複数の市町村がシステムを共同で使うことができる環境、またはその環境をつくる取組のこと。

注13…プッシュ型サービス

市民が申請しなくとも、利用できるサービスを行政側から積極的に案内する「お知らせ型」の行政サービスのこと。

注14…<u>ライフサイクルコスト</u>

構築物や設備機器類の企画・設計費、建設費などの初期投資(イニシャルコスト)と、維持管理費、修繕費などの運営管理費(ランニングコスト)及び解体処分までの生涯に必要な総費用のこと。

注15···<u>ジョブ・ローテーション</u>

職員としての職務を遂行する能力を養うため、定期的な人事異動などを通じて多くの業務経験を積み、職員の能力開発や職務の適正などを見極める人事管理制度のひとつのこと。

注16…<u>情報政策官</u>

情報化に関する専門的な識見を有し、情報化推進体制における最高責任者である情報統括責任者(CIO)に対し、その職務を補佐するとともに、電子自治体の推進などの情報政策全般について助言を行う。